最終更新日：2018年12月25日

萩原電気ホールディングス株式会社
代表取締役社長 岩井　三津雄
問合せ先：執行役員　佐橋　融
証券コード：7467
https://www.hagiwara.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識し、経営の透明性や健全性の向上に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンスの基本とも言えるコンプライアンスについても、法令の遵守にとどまらず、事業活動の全てにおいて、社会の一員であることを自覚した行動をとっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則４－１　取締役会の役割・責務（1）】
＜補充原則４－１－３＞
当社では、最高経営責任者(CEO)を始めとする経営陣幹部の候補者育成は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要課題と認識しており、後継者候補の育成に努めています。
今後は、より計画的な後継者候補の育成が実現するよう、最高経営責任者等の後継者計画の策定を検討してまいります。

【原則４－２　取締役会の役割・責務（2）】
＜補充原則４－２－１＞
取締役報酬については、一定のルールに基づいて各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績を総合的に勘案し、報酬額を決定しております。また、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、健全なインセンティブとして機能させることで、会社の持続的な成長を目指しております。
今後は、より客観性や透明性ある手続きに基づいた報酬制度の設計や報酬額を決定すべく、指名・報酬諮問委員会の設置について検討してまいります。

【原則４－３　取締役会の役割・責務（3）】
＜補充原則４－３－２＞
当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役の任期は1年と定められております。また、代表取締役社長の選任は、定時株主総会終結後に開催する取締役会において決定しています。
今後は、最高経営責任者(CEO)の選解任において客観性・適時性・透明性ある手続きを確立するとともに、指名・報酬諮問委員会の設置について検討してまいります。

＜補充原則４－３－３＞
「補充原則４－３－２」にてご説明させていただいたとおりとなります。

【原則４－１０　任意の仕組みの活用】
＜補充原則４－１０－１＞
当社は、監査等委員設置会社であり、経営陣幹部・取締役等の指名及び報酬については、監査等委員である独立社外取締役3名も出席する取締役会で決議しており、適切な監視・監査及び必要な助言を得られる体制が整っており、取締役会の独立性や客観性は確保されております。現在、独立社外取締役の人数は、取締役会の過半数には達しておりませんので、今後、独立社外取締役を主要な構成委員とする指名・報酬諮問委員会の設置について検討してまいります。

【原則４－１１　取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】
取締役会は、迅速かつ的確な意思決定や業務執行の監視を各事業領域において実行できる能力のほか、知識及び経験についてバランスに配慮した人材で構成しています。それぞれが企業価値向上に大いに貢献しており、実効性のある取締役会として十分機能していると考えております。
ジェンダーや国際性を含む多様性確保については、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　政策保有株式】
1．上場株式の政策保有株式の縮減に関する方針
事業の持続的発展により中長期的な企業価値向上を図るため、事業戦略上の重要性、取引先との協力関係などを総合的に勘案し、必要と認める株式を保有することがあります。
なお、政策保有株式は、毎年、取締役会で個別銘柄ごとに保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスク等を総合的に勘案し、保有の適否を個別銘柄ごとに検証し保有合理性のない株式については適宜売却いたします。

2．政策保有株式に係る議決権行使の基準
会社提案・株主提案ともに、当社グループの長期的な企業価値の向上に資するように行使します。組織再編などにより、株主価値が大きく毀損する恐れがある場合や、社会的不祥事等によりコーポーレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じます。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社役員の関連当事者取引については、取締役会規程及び取締役会付議基準書に基づき、重要な事実を取締役会に付議し決議しています。
また、四半期ごとに関連当事者との取引に関する調査を実施し、取引実績を確認しています。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付型年金制度および確定拠出型年金制度を導入しております。
確定給付型年金制度ではアセットオーナーとしての機能はございませんが、当社の財政状況に与える影響を踏まえ、責任ある行動に取り組んでおります。
確定拠出型年金制度については、従業員に対して入社時等、制度適用となる際に運用制度の教育を実施しております。

【原則3－1　情報開示の充実】
1．会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
「創造と挑戦」という経営理念のもと、経営ビジョン、経営方針を定めるとともに中期経営計画を策定しています。
経営理念、経営ビジョン、経営方針及び中期経営計画は、当社ホームページ（https://www.hagiwara.co.jp/）に記載しています。

2．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書のⅠ「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

3．経営陣幹部・取締役の報酬決定
（1）方針
月額報酬と賞与により構成されており、会社業績との連動性や個々の職責・成果を適切に反映させることを方針としています。
特に賞与は、各期の利益額をベースとして、配当、従業員の賞与水準、他社動向、過年度の報酬実績などを総合的に勘案しています。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）には、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

（2）手続
方針に基づき、社長、副社長が内容を検討したうえで、取締役会が決議します。

4．経営陣幹部選解任、取締役候補指名
（1）方針
執行役員の選任及び取締役（監査等委員であるものを除く。）候補の指名においては、的確かつ迅速な意思決定や業務執行の監視を各事業領域において実行できるようバランスに配慮し、適材適所の観点から総合的に検討しています。
また、監査等委員である取締役候補の指名においては、財務・会計・法務などの専門的な知見、当社事業に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランスを考慮し、適材適所の観点から総合的に検討しています。
なお、上記の経営陣幹部において、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実が認められる場合、取締役会にて解任の審議をいたします。

（2）手続
方針に基づき、社長、副社長が内容を検討したうえで、執行役員の選任及び取締役候補の指名においては取締役会が決議し、監査等委員である取締役候補の指名においては監査等委員会の同意を得た後、取締役会が決議します。

5．個々の選解任・指名についての説明
取締役の各候補者及び略歴等について、株主総会参考書類に記載しています。
（株主総会招集通知：https://www.hagiwara.co.jp/ir/stocks/meeting/）

【原則4－1　取締役会の役割・責務（1）】
＜補充原則4－1－1＞
取締役会が判断・決定すべき事項を取締役会規程及び取締役会付議基準書で規定するとともに、その他の事項については、経営陣は、経営に及ぼす重要度により定められた金額等の決裁基準に基づき、業務を執行しています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
「社外取締役の選任及び独立性に関する基準」を定め、基準を満たす候補者を選定しています。
具体的には、社外取締役の選任にあたっては、会社法上の社外性要件に加え、誠実な人格、高い見識と能力、広範な知識と経験及び実績を重視しています。
また、上場証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない者を独立役員に指定しています。

【原則4－11　取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】
＜補充原則4－11－1＞
取締役会は、その員数を定款で定める15名以内とし、そのうち、監査等委員である取締役を5名以内とし、迅速かつ的確な意思決定や業務執行の監視を各事業領域において実行できる能力のほか、知識及び経験についてバランスに配慮した人材で構成しています。

＜補充原則4－11－2＞
当社役員が他社の役員を兼務する場合は、取締役会での承認・報告を行っており、当社の業務に支障がないことを確認しています。
また、事業報告において、重要な兼職の状況を開示しています。
（株主総会招集通知：https://www.hagiwara.co.jp/ir/stocks/meeting/）

＜補充原則4－11－3＞
当社取締役会の実効性について、各取締役への無記名式のアンケートを実施し、自己評価を行っております。
アンケートは、取締役会の構成、運営やリスクマネジメント、取締役へのトレーニングなどの観点から実施しており、その結果から抽出された課題について、取締役会において優先付けを行い、改善の取り組みを行っております。

【原則4－14　取締役のトレーニング】
＜補充原則4－14－2＞
新任の取締役には、新任役員研修を実施し、必要な法的知識及び求められる役割・責務を説明しています。
また、年1回の役員向けコンプライアンス教育のほか、社外のセミナーや交流会などに参加する機会を設け、必要な知識の習得や求められる役割・責務の理解促進に努めています。
社外役員に対しては、上記のほか必要に応じて当社の事業内容や財務状況等について説明をしています。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制・取組みに関する方針は以下のとおりです。
(1) 株主との対話は、管理総括役員が担当者を定め、決算説明会をはじめとした取組みを通じて、建設的な対話促進に努めています。
(2) 社内の関連部門は、積極的に連携し、開示資料の作成を行うとともに、開示内容の情報共有を目的とする開示検討会を定期的に開催しています。
(3) 対話の手段として、取締役社長が出席する決算説明会・スモールグループミーティングの実施や、機関投資家との個別面談、個人投資家向け説明会・展示会への参加などを行っています。
(4) 対話で得た意見などは、必要に応じて取締役会、経営陣及び関連部門にフィードバックし、情報の共有及び活用をしています。
(5) インサイダー情報は、社内規程に従い、法令違反がないよう適切に管理しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	951,700	10.78
有限会社スタニイ	495,250	5.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	352,400	3.99
萩原智昭	335,471	3.80
萩原電気従業員持株会	274,474	3.11
萩原義昭	248,175	2.81
株式会社三菱UFJ銀行	232,500	2.63
名古屋中小企業投資育成株式会社	230,000	2.60
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	215,300	2.44
三井住友信託銀行株式会社	178,000	2.02

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．
上記は平成30年9月30日現在の状況であります。

2．
上記のほか、自己株式を186,665株 (2.07%) 保有しております。

3．
平成30年1月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及び共同保有者が平成30年1月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

株式会社みずほ銀行：125,000株 (1.50%)
みずほ証券株式会社：9,800株 (0.12%)
アセットマネジメントOne株式会社：339,200株 (4.06%)

4．
平成30年2月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及び共同保有者が平成30年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

三井住友信託銀行株式会社：321,400株 (3.85%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社：62,400株 (0.75%)
日興アセットマネジメント株式会社：44,200株 (0.53%)

5．
平成30年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱ＵＦＪ銀行及び共同保有者が平成30年4月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

株式会社三菱ＵＦＪ銀行：232,500株 (2.69%)
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社：122,100株 (1.42%)
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社：21,200株 (0.25%)

6．

平成30年８月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ＳＭＢＣ日興証券株式会社及び共同保有者が平成30年７月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第２四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

株式会社三井住友銀行：77,000株（0.86％）
三井住友アセットマネジメント株式会社：329,400株（3.68％）

７．
平成30年10月５日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社及び共同保有者が平成30年９月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第２四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

三井住友アセットマネジメント株式会社：375,200株（4.16％）
株式会社三井住友銀行：77,000株（0.85％）

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	３ 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、平成30年4月1日をもって、当社の営む電子デバイス事業及び電子機器事業をそれぞれ当社の100％子会社に承継し、持株会社体制へ移行しました。
当社は、商号を「萩原電気ホールディングス株式会社」に変更し、各事業会社を傘下に置く純粋持株会社としてグループ全体の戦略の構築、推進及び管理などの業務を行います。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
辻中　修	公認会計士											
川脇　喜久雄	公認会計士											
早川　尚志	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻中　修	○	○	兼房株式会社社外取締役。 独立役員に指定しております。	辻中修氏は、公認会計士としての専門知識及び経験を、当社の監査・監督機能強化のために活かしていただけると判断しております。また、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
川脇　喜久雄	○	○	独立役員に指定しております。	川脇喜久雄氏は、監査法人での長年の経験と見識を、当社の監査・監督機能強化のために活かしていただけると判断しております。また、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

早川　尚志	○	○	独立役員に指定しております。	早川尚志氏は、弁護士としての専門知識及び経験を、当社の監査･監督機能強化のために活かしていただけると判断しております。また、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の補助については、現在、内部監査室及び総務部の使用人が必要に応じ、適時に行っており、十分に機能しております。また、常勤監査等委員が、社内の重要な会議に出席し、情報収集に努めております。なお、監査等委員会が職務を補助する専属の使用人を指名した場合は、その使用人は、他部門の業務を兼務せず、監査等委員会の指揮命令のみに従うものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、法令及び監査等委員会規程等に基づき、独立した立場で監査を実施しております。取締役会には監査等委員全員、経営会議には社外取締役でない監査等委員が出席するなどし、意思決定のプロセスを監視するなど取締役の業務執行の監視を行うほか、社外取締役でない監査等委員が内部監査室の実地調査に同行するなどの連携を図り効率的かつ有効な監査を実施しております。また、会計監査人とは、定期的に会合を持ち情報交換を行うほか、監査の適正性を監視･検証しております。
内部監査室と会計監査人とは、内部統制の側面で連携を確保しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、月額報酬と各期の利益額に連動する賞与により構成されており、中長期的な業績を反映するインセンティブ付けとしては、役員持株会制度を導入しています。
なお、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告に、取締役報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額決定に関する方針を定めており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は取締役会で、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議で決定しております。
なお、報酬限度額は、平成28年6月29日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額500百万円以内、監査等委員である取締役は年額80百万円以内と決議されております。
また、平成30年6月28日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定が決議されており、上記の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬等の年額の範囲内にて、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内と決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートについては、総務部が担当し、取締役会の開催案内や資料の事前送付などの情報を提供しております。また、補佐が必要な場合には、内部監査室及び総務部が対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
萩原　義昭	名誉会長	対外活動業務 (経営には関与しておりません)	常勤・報酬有	2017/6/29	1年 (契約を更新する場合は1年契約とします)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名

その他の事項

相談役・顧問規程を定め、役割・任務を決めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要
当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。取締役会は、現在、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成されています。監査等委員である取締役4名は、監査等委員会を構成しており、そのうち1名を常勤の監査等委員である取締役としております。なお、当該社外取締役については、定款に基づき責任限定契約を契約しております。また、業務執行の迅速化と効率化を図るために執行役員制度を導入しており、執行役員は、現在3名であります。平成30年4月1日より、持株会社体制に移行し、各事業において環境変化への対応力を高めるとともに、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制としております。
取締役及び執行役員は、毎月1回開催される経営会議に出席し、企業経営全般にわたる検討・答申を行うほか、グループ会社も含めた事業執行の状況を確認しております。
また、コーポレート・ガバナンス全般の取組み強化を目的に、取締役会において取締役の中から内部統制統括責任者を定めております。内部統制統括責任者は、コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うとともに、内部統制及びコンプライアンスに関わるリスク管理等の充実に取り組んでおります。
外部監査としては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査及び内部統制監査を独立の立場から実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年6月29日開催の第59期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。当社がこの体制を採用した理由は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役で構成する監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、グループ経営の透明性の確保や効率性の向上を図れるものと判断したためです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早めの発送を実施
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様の議決権行使に対する利便性を高めるため、2002年6月の定時株主総会から、当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行webサイトを利用した、電磁的方法による議決権の行使を実施しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所、東京証券取引所それぞれが主催する個人投資家向けのIR展示会に出展するほか、会社説明会を開催し、個人投資家の皆様への情報発信に努めております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	株式公開（1995年）以降、経営トップが出席する決算説明会・第2四半期決算説明会を定期的に開催し、アナリストや機関投資家の皆様への情報発信に努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、事業報告書、ファクトブック、決算説明会資料、その他の適時開示資料等を掲載するなど、経営情報の迅速な開示に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR部門は総務部が担当しております。総務部では、重要な企業情報を集約管理しており、この情報に基づき、常に迅速、正確かつ公正な情報開示を行う体制を整えております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、「萩原電気グループ企業行動憲章」を定め、健全な事業活動をとおして収益性を高めるとともに、活力ある発展と社会への還元を目指すために、関係法令の遵守にとどまらず、よき企業市民として社会的貢献を果し、お客様、株主・投資家の皆様、協力関係にある取引先、従業員、地域社会をはじめとした関係者からの信頼を得られるよう取り組んでおります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループでは、地球環境保全が地球全体のための重要課題であるとの認識のもと、環境保全を経営上の重要課題として位置付け、企業活動の全てにおいて地球環境の保全に寄与する活動を行っております。また、ボランティア募金や売電収入の寄付の実施など、ＣＳＲの継続的な活動に取り組んでおります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

財務報告の正確性・信頼性の確保とその推進を目的とする内部統制規程を制定するなど、内部統制システムの整備と強化に取り組んでおります。

[内部統制システムの整備状況]

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「萩原電気グループ企業行動憲章」及び「萩原電気グループ企業行動規範」を制定し、その運用に努めるとともに、継続的なコンプライアンス教育・啓蒙を行う。

・コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うために、取締役をグループ内部統制統括責任者に選任し、内部統制全般の適切な整備・運用を行う。グループ内部統制統括責任者は、グループ環境管理委員会・グループ情報セキュリティ委員会・リスク対策を統括・管理するとともに、他の委員会等を通じて社内の情報収集を行い、会社の内部統制体制の有効性の確保を図っていく。

・コンプライアンス体制の強化を目的として、企業倫理ホットラインを設置する。

(2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社グループのコーポレート・ガバナンス強化のために、取締役会において会社全体で取り組むべき課題（社会的責任・リスク対策）の方針を決定する。グループ内部統制統括責任者はその方針に沿って、主管部署を指示しリスク管理規程をはじめとする関連規程の整備・運用等、当社のリスクマネジメント体制の充実と強化を図っていく。

・当社グループの情報セキュリティのシステム確立とその推進を図るための委員会組織としてグループ情報セキュリティ委員会を設け、情報セキュリティ基本規程、情報セキュリティ運用基準書をはじめとする関連規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を進める。

(3) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率性の確保を目的として、組織や業務分掌をはじめとする社内規程を定め業務を執行する。これらの規程は、法令の改廃や業務の見直し等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

・業務執行部門から独立した取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等をチェックし、不正の防止とプロセスの改善に努める。

・内部統制統括責任者のもと、関連部署が主管となり当社グループのガバナンス強化取り組みを円滑かつ効果的に推進することを目的とする内部統制規程を制定し、内部統制システムの整備と強化を進める。

・海外子会社管理規程及び海外子会社管理基準書を定め、子会社の事業規模に応じ当社と同様のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの構築を推進し、上記取組みが企業集団として機能するように必要・適切な管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役は、その職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いについて、社内規程を定めるとともに、その規程の定めに基づき、適切に保存し管理を行う。社内規程は法令の改廃等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

(5) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役は、合理的かつ効率的な職務執行を確保するために、職務の役割分担を定めるとともに、取締役会規程や職務権限に基づき業務を執行する。

・業務執行の迅速化と効率化を目的として、事業子会社への権限の委譲を図り、委譲を受けた事業子会社の取締役は、組織規程をはじめとする社内規程の定めに基づき業務を執行する。

・当社で毎月開催される経営会議において、事業子会社の予実状況、収支状況、重要な事業計画の進捗等のレビューを実施し、必要に応じて協議を行い職務執行の効率性を確保する。

(6) 監査等委員会監査の実効性確保体制

・監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を指名することができる。また、その場合の取締役及び使用人は、監査等委員である取締役以外の指揮命令を受けないものとする。

・監査等委員会は、内部監査部門から内部監査状況に係る情報の提供を受けることができるほか、重要な会議の内容の報告を受けるものとする。また、監査等委員会が選定した監査等委員は、必要に応じて会社の業務及び財産の状況の調査を行うことができるものとする。

・監査等委員会は、代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換の場を持つものとする。

・当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに当社の監査等委員会に報告する。また、報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

・監査等委員の職務執行について発生する費用は、監査等委員の請求により当社が負担する。

(7) 反社会的勢力排除に向けた体制

・当社及びグループ会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。

また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応をとるとともに、関連する情報の収集や蓄積を行い、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

・当社グループは、前述の「萩原電気グループ企業行動憲章」において「法令や社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を行うとともに、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切係わらない」旨を定めグループ内への周知・徹底を行っております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

・当社グループでは「反社会的勢力対策規程」を制定し、総務部を担当窓口とした反社会的勢力を排除する体制を構築しており、暴力追放愛知県民会議に加入しセミナーに積極的に参加するほか、警察本部や管轄警察署と連携を取りながら、反社会的勢力の情報収集・排除に努めております。

また、全役員及び全従業員から反社会的勢力と関係のない事の「確認書」を取り付けているほか、新規の取引先におきましては、商談に先駆けて、経営管理部による反社チェックの実施を義務付けるとともに、全取引先を対象とした定期的なローリングによるチェックも実施しております。

なお、継続的な取引を行う場合には、「取引基本契約書」の締結を原則としており、この契約書に暴力団等の排除条項を入れるなど、反社会的勢力の排除に向けた体制の構築・運用を行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社では、重要な企業情報を集約管理するとともに、常に迅速、正確かつ適切な情報開示を行う体制を整えております。また、インサイダー情報は、社内規程である「内部者取引防止規程」に従い、法令違反がないよう適切に管理しております。
具体的には、その内容により次のような体制となっております。

1．決定事実
重要な決定事実につきましては、総務部が当社及びグループ会社の稟議事項及び取締役会議案の取り纏めを行っており、その案件の内容に応じて、情報開示担当役員、総務部長及び関連部署による開示の要否について検討を行い、開示が必要な場合は総務部から速やかに開示を行います。

2．発生事実
発生事実につきましては、重要事実の発生を認知又は発生の疑いを持った当社及びグループ会社の各部署は、所属の部門長が速やかに、総務部及び関連部署に連絡を行い、社長、情報開示担当役員、総務部長及び関連部署で、開示の要否について検討を行い、開示が必要な場合は総務部から速やかに開示を行います。

適時開示における社内体制の統制図は別紙のとおりであります。

（適時開示に係る社内体制の状況について）

１．決定事実

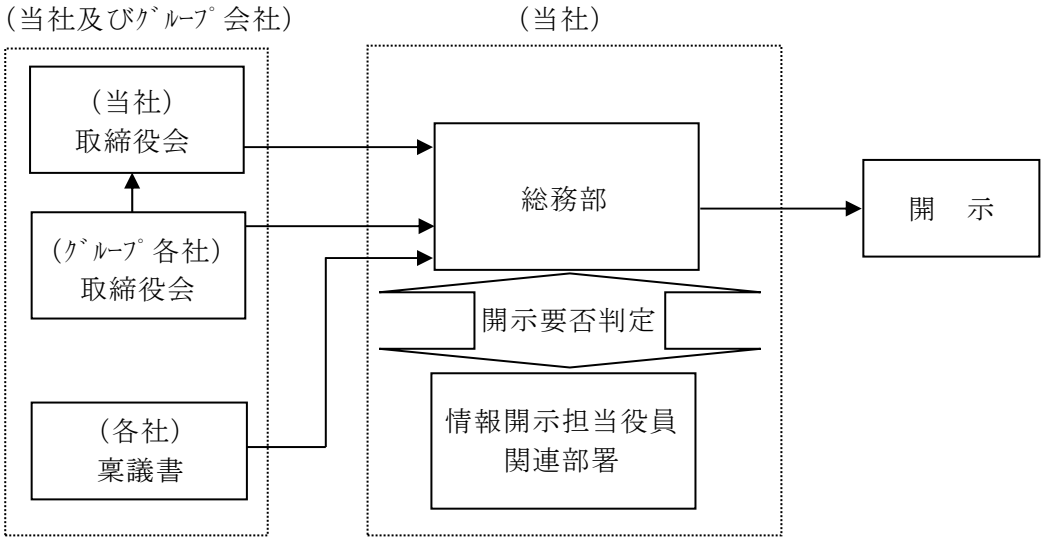

２．発生事実

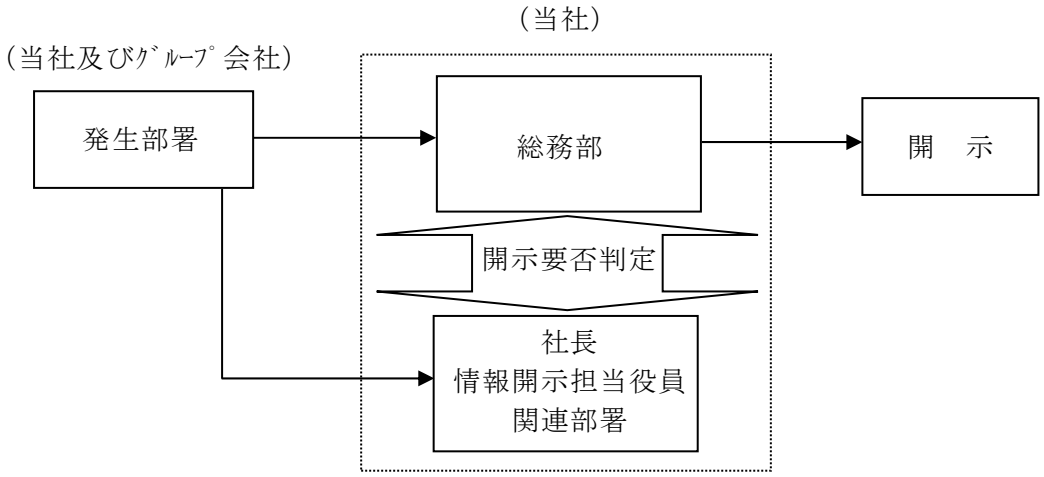

（コーポレート・ガバナンス体制　模式図）

